施策案の公表　　様式１

「第７次御殿場市障害者計画(案)」に対する意見を募集します。

担当課のコメント

１　策定案の趣旨、目的、背景

障害者基本法第１１条第３項により、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である、「障害者計画」の策定が求められています。 この度、現在の福祉を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、第７次御殿場市障害者計画（計画期間：令和９年度～令和１４年度）を策定するものです。 なお、従来は第６次御殿場市障害者基本計画は令和５年度から令和９年度までの期間でしたが、上位計画である地域福祉計画や実施計画である障害福祉計画・障害児福祉計画と更新年次を併せ、一体的な施策を展開していくため、本計画の策定期間を１年前倒し、計画の期間を６年間としました。

資料	・第７次御殿場市障害者計画（案）

２　その他関係資料

・なし ・

３　意見の提出について

意見募集期間	令和８年１１月２６日　　～　令和８年１２月１０日
資料公表先	①　市ホームページへ掲載 ②　市役所東館１階　社会福祉課での閲覧 ③　市役所本庁舎１階　情報公開コーナーでの閲覧 ④　市役所各支所での閲覧
意見等が提出できる方	①　市内に住所、事務所又は事業所を有する方 ②　市内に通勤、通学する方 ③　市に対して納税を負う方 ④　本事案に利害関係を有する方
意見等の提出方法	意見書に住所、氏名（法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名）連絡先及び計画、策定案に対するご意見を記載し、下記へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。意見書は、備え付けの意見書又は必要事項を記入した任意の様式でも結構です。 ※　障害等の理由による配慮が必要な場合を除き、電話などの口頭による意見の提出は受け付けません。

	※　住所、氏名、連絡先が未記入の場合には、ご意見として受付けられません。
意見の取扱い	提出していただいたご意見は、当該案の検討にあたり参考とさせていただき、ご意見に対する市の考え方を（市ホームページ、社会福祉課）で公表します。 公表にあたっては、ご意見等をいただいた方の個人情報を除いて、ご意見の概要を公表させていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
今後の予定	皆様からいただいたご意見を含め検討し、検討した結果を踏まえて令和９年３月までに本計画を策定します。
意見等の送り先 問い合わせ	御殿場市健康福祉部社会福祉課 所在地：〒４１２－８６０１ TEL：０５５０－８２－４２３８ FAX：０５５０－８４－１０４６ メールアドレス：fukushi@city.gotemba.lg.jp